

企画競争説明書

業務名称：バングラデシュ国モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ運営実施体制に係る情報収集・確認調査

調達管理番号：20a01163

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。

詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

また、見積もりの際には2021年度報酬単価（月額上限額）を適用してください。（2021年3月3日お知らせ参照）

<https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html>

2021年3月31日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年3月31日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ運営実施体制に係る情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年6月 ～ 2022年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【三義 望／Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

南アジア部 南アジア第四課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年4月9日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年4月15日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年4月23日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼン

デーション実施する場合のみ)を、電子データ(PDF)での提出とします。
上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年1月25日版)」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先: 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類:

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーション実施する場合のみ)

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他: 戦争特約保険料)
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 宿泊料(単価指定)
特号 15,500 円/泊、1~6号: 13,500 円/泊で計上ください。
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 BDT1=1.274210 円
 - b) US\$1 =105.743000 円
 - c) EUR1 =129.400000 円

5) その他留意事項

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を制限（指定）しているため、宿泊料については、特号 15,500 円／泊（税抜）、1～6 号は 13,500 円／泊（税抜き）として計上してください。ただし、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の低減は適用するものとします。なお、国内の宿泊先の制限（指定）が解除される等、状況の変化があった場合、継続契約（契約履行期間を分割して個別に契約書を締結する場合において、状況の変化後に新しく契約書を締結する場合）においては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」に基づく宿泊料の積算を求めることとなります。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料 1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料 2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／地域開発
- b) 実施体制・調整メカニズム
- c) 産業・経済特区開発計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 13.25 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の 2 点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料 3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第 1 位の者の点数の 2.5%以内であ

れば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差（％）に応じた価格点

最低価格との差（％）	価格点
3％未満	2.25点
3％以上 5％未満	2.00点
5％以上 10％未満	1.75点
10％以上 15％未満	1.50点
15％以上 20％未満	1.25点
20％以上 30％未満	1.00点
30％以上 40％未満	0.75点
40％以上 50％未満	0.50点
50％以上 100％未満	0.25点
100％以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5％以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年5月13日（木）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除しま

す。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：地域総合開発における実施体制強化・運用制度策定・開発計画策定に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／地域開発
- 実施体制・調整メカニズム
- 産業・経済特区開発計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／地域開発）】

- a) 類似業務経験の分野：地域開発
- b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ国及びその他全途上国地域
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 実施体制・調整メカニズム】

- a) 類似業務経験の分野：セクター横断的な開発における実施体制・運営制度
- b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ国及びその他全途上国地域
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 産業・経済特区開発計画】

- a) 類似業務経験の分野：産業・経済特区開発計画
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(50)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	20	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	22	
(3) 要員計画等の妥当性	8	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(20)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／地域開発</u>	(20)	(9)
ア) 類似業務の経験	9	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	3	2
エ) 業務主任者等としての経験	4	1
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(9)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	1
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(2)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	2
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>実施体制・調整メカニズム</u>	(10)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	1	
エ) その他学位、資格等	1	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>産業・経済特区開発計画</u>	(10)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「バングラデシュ国モヘシュカリ・マタバリ統合インフラ開発イニシアティブ運営実施体制に係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」という。）は、過去10年間に渡り年率平均6%のGDP成長率を達成し、堅調な経済成長を遂げている（IMF、2020）。当国の長期開発計画である「Perspective Plan of Bangladesh 2021-2041」では、2031年までの高中所得国化、2041年までの高所得国化を国家目標とし、年率8%以上の経済成長を遂げることを目標としている。経済成長の加速化に向けては、外国直接投資を通じて産業の多角化を図っていくことが不可欠である。他方、バングラデシュでは、不十分なインフラ整備や、政府・自治体による産業政策の一貫性及び持続性の欠如、不十分な労働技能等の投資環境における課題が山積しており、外国直接投資の対GDP比率は2019年で約0.9%に留まっている（世銀、2020）。

2014年9月の日バ首脳会談にて発表されたベンガル湾産業成長地帯（The Bay of Bengal Industrial Growth Belt : BIG-B）構想は、当国ダッカ市～チッタゴン市～コックスバザール市をつなぐ地域への産業集積・工業化を目指しており、JICAは同構想に基づきモヘシュカリ・マタバリ地域において「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」（円借款2014、2016、2017、2018、2019年度承諾）、「マタバリ港開発事業」（円借款、2018、2019年度承諾）等の重要インフラ事業に対する支援を行っている。また、バングラデシュ政府は、マタバリ港を拠点に大規模な直接投資を呼び込むべく、モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ

（Moheshkhali Matarbari Integrated Infrastructure Development Initiative : MIDI）として、モヘシュカリ・マタバリ地域とその後背地における港湾、道路、鉄道、水運、経済特区等の地域総合開発計画の策定を検討している。

しかし、バングラデシュ政府では、かかるセクター横断的な地域総合開発の計画策定及び実施管理を行う監督機関が不在であったため、セクター間の調整メカニズムが機能せず、開発事業の重複や虫食いの開発が進められ同地域の開発ポテンシャルが活かされないことが課題となっていた。同課題に対応すべく、モヘシュカリ・マタバリ地域における開発事業を検討するため、2018年2月に首相府傘下にMIDI調整委員会（MIDI-Coordination Committee: CC-MIDI）が設立されたが、同委員会は各省の次官から構成されるハイレベル委員会であり、委員会の頻繁な開催は難しく、実務レベルで開発計画・個別開発事業の計画策定・調整・モニタリングを行う場としては機能していない。そのため、同委員会と連携して実務レベルの検討・調整を行う機関として、2020年10月に同じく首相府傘下にMIDI事務局が設立され

た。しかし、MIDI事務局は設立されて間もなく、組織内の運営・実施体制は不十分であり、役割・権限も十分に整理されていないため、上述の課題は未だ解消されていない。港湾や発電所等の重要インフラの整備が進み、各国の民間企業等から同地域のさまざまな開発プロジェクトが提案されている状況において、これらの課題を早期に解決するため、MIDI事務局の体制整備と効果的な地域総合開発計画の策定が検討されている。

また、2019年4月のMIDI調整委員会にて、セクター横断的な地域総合開発計画の策定に向け、個別セクターの開発方針や土地利用計画、優先プロジェクト、需要予測等を記載したセクター開発計画（Sector Development Plan。以下、「SDP」という。）を各セクターの担当省庁・政府機関が策定し、その後、SDPを統合してMIDI総合開発計画（以下、「MIDI MP」という。）を策定する方針が確認された。現在既に大半のSDPが担当省庁・政府機関から提出されているものの、各々のSDP間で形式や内容の不整合や不足がみられるため、MIDI MP策定の準備作業として各SDPの分析及び改善案の提示が必要な状況である。

第3条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、MIDI推進に向けた体制整備に関する検討・提案（MIDI調整委員会及びMIDI事務局、関係省庁・政府機関等のMIDIに基づく開発における役割・権限整理を含む）、各省庁・政府機関が策定したSDPの更新にかかる情報収集・分析・改善案の提示及び、SDPを統合し策定されるMIDI MPの策定方針の検討・提案等を目的とする。

(2) 調査の範囲

本調査は、MIDI推進に向けた体制整備、MIDI MPの策定方針に係る基礎情報収集・確認を行うために実施されるものであり、コンサルタントは「第3条（1）調査の目的」を達成するために「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 調査の内容」に示す調査を行い、調査の進捗に応じ「第8条 報告書等」に記載の報告書等を作成し、JICA及びバングラデシュ政府へ説明・協議を行う。

第4条 調査対象地域

ダッカ管区 ダッカ市（相手国所管省庁）、及びチッタゴン管区 コックスバザール県（モヘシュカリ・マタバリ地域、及びその後背地）

第5条 関係省庁・機関

- ・ 所管省庁：
 - ・ 首相府 (Prime Minister Office (PMO))
 - ・ モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ事務局（MIDI事務局）(Moheshkhali Matarbari Integrated Infrastructure Development Initiative-Cell (MIDI-Cell))
- ・ 関係省庁・政府機関：
 - ・ 電力セクター：
電力エネルギー鉱物資源省・電力局、バングラデシュ電力開発庁、バングラデシュ石炭火力発電会社、バングラデシュ送電会社

Power Division, Ministry of Power, Energy & Mineral Resources (MPEMR)、
Bangladesh Power Development Board (BPDB)、Coal Power Generation
Company Bangladesh Ltd (CPGCBL)、Power Grid Company Bangladesh
(PGCB)

・エネルギーセクター：

電力エネルギー鉱物資源省・エネルギー局、バングラデシュ石油会社、ルパン
タリガス会社（ペトロバングラ社傘下）、ガス搬送会社（ペトロバングラ社傘
下）

Energy Division, Ministry of Power, Energy & Mineral Resources (MPEMR)、
Bangladesh Petroleum Corporation (BPC)、Rupantarita Prakritik Gas
Company Limited (Under Petrobangla) (RPGCL)、Gas Transmission
Company Limited (Under Petrobangla) (GTCL)

・都市開発セクター：

地方行政・農村開発・協同組合省地方行政総局、地方行政・農村開発・協同組
合省地方行政総局地方行政技術局

Local Government Division, Ministry of Local Government, Rural Development
(LGD)、Local Government Engineering Department, Local Government
Division, Ministry of Local Government, Rural Development (LGED)

・道路セクター：

道路交通橋梁省道路・国道部

Road and Highways Department (RHD), Ministry of Road Transport and
Bridges

・産業・経済特区セクター：

首相府経済特区庁、産業省、工業省

Bangladesh Economic Zone Authority (BEZA)、Ministry of Commerce、Ministry
of Industries

・鉄道セクター：

鉄道省、バングラデシュ国鉄

Ministry of Railway、Bangladesh Railways (BR)

・港湾セクター：

Ministry of Shipping (MoS)、海運省、チッタゴン港湾庁

Chittagong Port Authority (CPA)

・水資源セクター：

水資源省、地方行政総局

Ministry of Water Resources、LGD

・通信セクター：

情報技術郵政省

Ministry of Post, Telecommunications and Information Technology

・包括的住民補償政策：

土地省、経済特区庁

Ministry of Land、BEZA

・関連ドナー：

アジア開発銀行（ADB）

・関連民間企業等：

現地に進出している企業若しくは進出を希望する日本企業、日本商工会、日
本貿易振興機構（JETRO）

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 調査の実施方針

本調査の結果は、今後、当国において策定の可能性のあるMIDI MPの基礎情報となり得る。本調査で検討・提案した事項がバングラデシュ側の関係省庁・政府機関等への一方的な提案とならないように、調査の実施過程において、MIDI調整委員会への参加をはじめとして、バングラデシュ側の関係省庁・政府機関等と適時・適切に協議を行った上で、十分な合意形成を図り、提案は実現可能かつ具体的な内容とすること。

(2) 「MIDI 実施要綱（Implementation Framework）」、「MIDI 実施方針・細則（MIDI Implementation Policy and Rules）」の提案

これまで、MIDI調整委員会においては、①MIDIに基づく開発の理念、②MIDI調整委員会及びMIDI事務局、関係省庁・政府機関等のMIDIに基づく開発における役割・権限、及び③土地収用、環境社会配慮、開発事業の承認、モニタリング、投資環境整備等に関するルールや実施方針等について、議論されてきているものの、それらの検討状況は不十分であり、かつそれらを明確に定めた文書は作成されていない。本調査では、上記①、②、③について情報収集を行い、また不足情報について分析・検討を行い、①及び②を「MIDI実施要綱」案としてまとめ、「MIDI実施要綱」にて定める理念を実現するための実施方針や運用細則及び③を「MIDI実施方針・細則」案として策定する。特に、関係省庁・政府機関がMIDI調整委員会及びMIDI事務局の決定から逸脱した開発を行わないように、MIDI調整委員会及びMIDI事務局の権限について、適切な制度的根拠が確保されるよう、提案の検討に際して留意する。

なお、「MIDI実施要綱」の検討において、以下の点を留意すること。特に本検討において、複数案をバングラデシュ側に提案し、方向性を協議する際には、JICAの同席を求めること。

- 役割・権限の検討においては、バングラデシュ政府からはバングラデシュ国内における地域開発機関の事例（RAJUK、Chittagon Development Authority等）の教訓をMIDIで活かしたいとの要望を受けている。国内事例及び他国の事例を参照・分析し、メリット・デメリットを比較し、MIDIを推進するうえで望ましい案を複数提案すること。例えば、（a）中央集権的に計画策定から事業の実施までをMIDI調整委員会及びMIDI事務局が発展的に改組した開発庁や開発公社等の新組織が行う案、（b）計画段階ではMIDI調整委員会及びMIDI事務局が主体的に計画策定を行い、事業実施段階では関係省庁・政府機関が責任を持って実施し、MIDI調整委員会及びMIDI事務局が実施状況をモニタリングする案、（c）分散的な開発を志向し、MIDI調整委員会及びMIDI事務局は事業のモニタリングのみを行い、計画策定から事業実施は関係省庁・政府機関が行う案、それらの派生形等が候補として想定される。また、開発段階に応じて役割・権限の見直しが必要と考えられる場合は、段階別に提案を行うこと（具体的には、多くの事業計画の調整が求められる開発の初期段階と、その後の事業実施段階でそれぞれ望ましい役割・権限設定のあり方が異なると考えられる場合は、段階別の検討が求められる）。

- 効率的に意思決定が行われ、円滑に決定事項が実施されるように、上で提案するそれぞれの案において、望ましい意思決定メカニズムを検討し、提案すること。例えば、(a) MIDI 調整委員会の決定について最終的には首相の承認を必要とする方式、(b) MIDI 調整委員会の議長に最終決定権限を集中させる方式、(c) MIDI 調整委員会の委員による合議制とする方式など、さまざまな形式が想定される。それぞれの選択肢のメリット・デメリットを比較し、MIDI を推進するうえで望ましい案を複数提案すること。
- バングラデシュ側の関係省庁・政府機関等と適時・適切に協議を行った上で、「MIDI 実施要綱」が MIDI 調整委員会及び MIDI 事務局、関係省庁・政府機関等に適用されるような承認形態を検討すること。
また、「MIDI実施方針・細則」の検討においては、以下の点に留意すること。
- 実施方針・細則の検討においては、効率性の観点から原則として既存ルールは尊重しつつ既存ルールが存在せず未整理な分野に対して新たなルール案を提案する方針とする。特に、事業の承認プロセスについては、既存の承認プロセスがあり、二重行政とならないなど注意が必要とされている。ただし、既存ルールが効率的・効果的な開発の制約要因になると懸念される場合は、実施機関、関係省庁・政府機関とも調整の上、既存ルールをオーバーライドする特別ルールや既存ルールの修正を提案する。
- バングラデシュ側の関係省庁・政府機関等と適時・適切に協議を行った上で、「MIDI 実施方針・細則」が MIDI 調整委員会及び MIDI 事務局、関係省庁・政府機関等に適用され、必要に応じて更新される承認形態を検討すること。

(3) MIDI MP 策定に向けた想定ロードマップ

MIDI MPはSDPの統合を通じて策定される想定。具体的には、まず、既存SDP間の不整合を解消し、共通の開発シナリオに基づいた開発計画になるように、各SDPを統合する形でMIDI統合開発計画(Integrated Development Plan: IDP)が作成される。IDP作成時には各SDPで定められた定量的な開発目標の更新も併せて実施される予定。

その後、後述の産業ポテンシャル分析や開発の制約要因分析に基づいて精緻化された中長期的な地域経済開発ビジョン・成長シナリオを達成するため、以後の各セクターの計画更新・モニタリング・プロジェクト実施の後ろ盾となるMIDI MP（より包摂的かつ具体的な産業開発、投資誘致及び経済・社会インフラ整備計画を含む）が同IDPを改善・補強する形で策定される予定。MIDI MPは策定後に上位の開発計画として当国政府による承認が想定されており、同MPの土台となる中長期的な地域経済開発ビジョン・成長シナリオは当国の他の重要な国家目標に整合することが求められるため、同ビジョン・シナリオ設定にあたって当国政府ハイレベルによる十分な議論・検討が必要。加えて同MPの下で各セクターの開発計画が着実に実施・モニタリング・更新されるための能力強化計画も併せて検討される予定。

本調査で行うSDPの更新にかかる情報収集・分析・改善案の提示は、IDP作成支援に相当するものである（本調査ではIDPの構成案の提案、及び記載が可能な箇所についてのドラフトまで行う。）。

また、SDP及びIDPは一旦作成された後も、MPで示される地域経済開発ビジョン・成長シナリオを踏まえつつ、実際の事業の進捗を踏まえ更新していくことにより、全体の整合性を常に保つ手段であることを念頭におくこと。

(4) SDP のレビュー及び改善に向けた情報収集・分析

SDPは、各セクターの担当省庁・政府機関によって策定されるが、SDP間で内容や形式の不整合がみられる。MIDI MPは各SDPを統合し策定される想定にあるが、本調査では、MIDI MPの検討作業の事前準備として、各SDPをレビューし、不足情報の補完や改善に向けた情報収集・分析を行い、検討すべき点、留意事項、提言を取り纏め、改善案を提案する。現在提出されているSDPでは、開発の制約要因（例：限定的な水資源ポテンシャル等）についての分析が十分ではないため、SDPのレビューに際して、開発の制約要因の分析を改めて行う。調査後に所管省庁・政府機関が必要な改善方針を理解し、本調査の提案に基づいて自律的に改善出来るように、検討や提案に際しては、SDPの所管省庁・政府機関と適時・適切に協議を行う。

(5) 産業・経済特区 SDP のレビューにおける民間企業の動向分析

MIDIはモヘシュカリ・マタバリ地域に大規模な直接投資を呼び込むことを目的としており、各SDPに基づいて整備されるインフラの多くは産業開発を支える基盤となることから、産業・経済特区SDPはMIDI MPの方向性を検討するにあたって重要な位置を占める。しかし、所管するBEZAが作成している現状の産業・経済特区SDPは、経済特区に焦点が当たっており、産業開発についての記載は含まれていない。そのため、産業・経済特区SDPのレビューに際して、進出が期待される製造業・重化学工業等の民間企業や、産業省・工業省へのヒアリングを通して、重点的に情報収集・分析を行い、産業・経済特区SDPの改善（産業政策の追記）方針を検討する。

(6) 当国の既存開発計画のレビュー

モヘシュカリ・マタバリ地域に関連する開発計画は、これまでに中央政府及び様々な地方自治体（管区、県等）のレベルで策定されている。本調査でレビュー予定のSDPとこれらの既存の開発計画の整合性を確認し、SDPとの齟齬がある場合は、それらについて取り纏める。

(7) MIDI MP 策定及び JICA による支援の方向性検討

本調査を通じて、MIDI MP策定方針や実施体制等の分析を行うが、同分析結果に基づき、JICAによる今後の支援の方向性を検討する。検討に際しては、JICA本部及びJICAバングラデシュ事務所と調整・相談しつつ、協力方針、範囲や具体的な協力案件候補の検討を行う。想定する協力案件は主に技術協力を想定しているが、技術協力のみならず、円借款などの資金協力事業や民間連携事業で有望な案件があれば提言する。また、技術協力の場合、開発協力調査型技術支援を念頭に置いた計画策定支援のみならず、個別事業の実施促進・実現に資する協力案件候補を検討し、提案すること。

(8) 本調査の実施におけるバングラデシュ側の連携

本調査は、セクター横断的な地域総合開発計画の策定方針を検討することから複数の関係省庁・政府機関等との連携が不可欠である。しかし、MIDI事務局は現時点で組織体制が未熟なため、本調査の実施段階において関係省庁・政府機関等との円滑なコミュニケーションを十分に行う運営体制が整っていないことが懸念される。そのため、本調査ではMIDI事務局が関係省庁・政府機関等と円滑にコミュニケーションを取ることができるよう調査の初期段階で関係省庁・政府機関の連携体制構築を支援し、調査実施中の情報共有・連携促進を図る。

(9) 調査スケジュール・現地渡航について

現地調査日程を検討する際は、あらかじめバングラデシュの祝祭日を把握し、祝祭日を極力避けるように留意すること。具体的には、4・5月のラマダン期間、5・7月のイード期間、ダッカテロ事件が発生した7月初旬、年末休暇の12月等である。なお、2021年3月現在、バングラデシュでは、入国後2週間の隔離が政府によって義務付けられており、渡航再開対象地域は首都ダッカ及びダッカから車両、片道8時間の範囲に限られているため、渡航計画の作成にあたっては、十分に留意すること。今後対象地域が拡大された場合でも、モヘシュカリ・マタバリ地域への渡航を予定する場合は、あらかじめJICAに連絡を行い、渡航先の治安情勢の把握・コロナ感染状況を把握する。¹

項目	時期								2022		
	2021年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2022年 1月	2月	3月	
・ 第一回国内作業	■										
・ 第一回現地調査			■	■							
・ 第二回国内作業					■	■					
・ 第二回現地調査							■	■			
・ 第三回国内作業								■	■	■	

(10) 実施中事業との連携・調整

現在、MIDIに基づく開発に関する事業としてJICAは以下を支援している。本調査はこれらの事業・調査と密接に関係することから、各事業の実施状況等の確認を十分に行い、相互に連携・調整を図る。また、JICAの協力事業にとどまらず、ADB等他ドナーの関連支援事業やバングラデシュ政府が独自に実施する関連事業に関しても同様に確認・連携・調整を図る。

- ① 「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」（円借款、2014、2016、2017、2018、2019年度承諾）
- ② 「マタバリ港開発事業」（円借款、2018、2019年度承諾）

¹ コロナ禍で頻繁な往復が難しい可能性があるため下記バーチャートは参考に留め、必要であればプロポーザルで現地ローカルスタッフの活用等の代替案の提案を行う。また、国内作業期間であってもオンライン協議の活用等を積極的に検討する。

- ③ 「チョットグラム-コックスバザール道路改善事業」（円借款、2020年度承諾）
- ④ 「都市開発及び都市行政強化事業」（円借款、2020年度承諾）
- ⑤ 「南部チッタゴン地域開発事業協力準備調査」（円借款協力準備調査、2020年10月開始）
- ⑥ 「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（フェーズ2）協力準備調査」（円借款協力準備調査、2020年9月開始）
- ⑦ 「モヘシュカリ地域水源開発に係る情報収集・確認調査」（基礎情報収集・確認調査、2019年12月開始）
- ⑧ 「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」（開発計画調査型技プロ、2017年4月～2022年3月）
- ⑨ 「投資環境アドバイザー」（個別専門家、2020年2月～2022年2月）
- ⑩ 「電力・エネルギーセクターアドバイザー」（個別専門家、2019年7月～2021年6月）

なお、「投資環境アドバイザー」の業務内容は、MIDI事務局の立ち上げ・運営支援やSDPの策定状況のモニタリング支援を含む。本調査は同アドバイザーの助言を受けて立ち上げられたMIDI事務局の実施体制やSDP策定対象セクターの各論について、より技術的な側面から詳細な検討を行い、実施ガイドラインやMP策定方針等の助言・提案を行うものであり、同アドバイザーと特に緊密な連携が求められる。

第7条 調査の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。本調査に先んじて実施した調査等を詳細に確認し、可能な限り効率的に調査を行うこと。これ以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

- (1) 関連資料・データの収集とレビュー、及びインセプション・レポートの作成・説明・協議
 - ① 既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。作業にあたっては効率性を十分に考慮し、JICAと十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。
 - ② 上記①の結果や調査に当たって実施機関、バングラデシュ政府の関係省庁・政府機関、ドナー、民間企業等に対応を求める事項・質問などを取りまとめて、インセプション・レポートを作成し、JICAに提出する。提出時期の設定にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保すること。インセプション・レポートには以下の項目を含めること。
 - ・調査の背景
 - ・調査の目的
 - ・調査の実施方針
 - ・調査の内容（作業項目、ヒアリング事項等）
 - ・スケジュール
 - ・調査団の構成と各団員の担当業務

- ・ 調査実施体制（カウンターパート機関、関係省庁・政府機関等）
- ・ 提出する報告書（プロGRESSレポート以降の報告書）の目次案
- ・ 安全管理対策

- ③ JICA が確認したインセプション・レポートを実施機関、及びバングラデシュ政府関係省庁・政府機関に説明し、協議を行う。また同レポートの内容について実施機関からの了解を得る。

(2) MIDI 運営実施体制の整備方針に係る検討、提案

① 「MIDI 実施要綱」及び「MIDI 実施方針・細則」の策定・提案

ア) 「MIDI 実施要綱」及び「MIDI 実施方針・細則」の策定に向けた情報収集、分析

- (a) 地域総合開発の運営・実施体制や法制度に係る事例のレビュー・情報収集を行い、グッドプラクティスを抽出した上で整理する。（なお、国内の地域総合開発における運営実施制度にかかる法制度の情報収集については、再委託調査による実施を可能とする）。
- (b) MIDI 調整委員会で過去に協議された MIDI に基づく開発における理念や MIDI 調整委員会及び MIDI 事務局、関係省庁・政府機関等の MIDI に基づく開発における役割・権限、MIDI 運営・実施に係るルールについて情報を整理し、分析を行う。過去の協議で検討が不十分であると考えられる事項については、追加的な検討、提案を行う。
- (c) MIDI に関係する省庁・機関、都市・地方自治体等の役割、予算規模、技術能力等について情報収集を行い、分析をする。

イ) 「MIDI 実施要綱」（案）及び「MIDI 実施方針・細則」（案）の策定・提案

- (a) MIDI に基づく開発における理念について整理を行う。
- (b) MIDI 調整委員会、MIDI 事務局、関係省庁・政府機関等の役割・権限について整理（SDP でカバーされていないセクター（防災、自然環境保護、観光等）に対する、MIDI 調整委員会及び MIDI 事務局における調整役割・権限の提案等を含む）を行う。
- (c) 上記ア) で整理された情報に基づき、MIDI 関係省庁・政府機関が順守すべき MIDI に基づく開発における運営ルール（土地収用、環境社会配慮、個別事業の承認、モニタリング、投資環境整備等に関する運営・実施に係るルールを含む）を検討・提案する。また、同運営ルールの検討においては、MIDI に基づく開発が円滑に進められるように、特に MIDI 調整委員会、MIDI 事務局が果たす役割・権限や関係省庁・政府機関等の間でルールが守られるための仕組みを検討し、提案する。更に、事業の計画・承認・実施において運用上、必要な環境社会配慮や土地収用等の各プロセスについて、それぞれに要する概略期間を示したガントチャート案を作成する。なお、環境社会配慮に係る現地法制度については、JICA が過去に実施した調査結

果を活用しつつ、情報のアップデートを行う（再委託調査による実施を可能とする）。

- (d) 上記(a)及び(b)を取りまとめ、MIDIに基づく開発の理念及びMIDI調整委員会、MIDI事務局、関係省庁・政府機関の役割・権限について記載された「MIDI実施要綱」(案)を策定する。また上記(a)から(c)を取りまとめ、「MIDI実施要綱」にて定める理念を実現するための実施方針や運用細則及びMIDI実施・運用上のルールが記載された「MIDI実施方針・細則」(案)を策定する。

② MIDI事務局体制整備方針の検討・提案

- ア) MIDI事務局とMIDI関係省庁・政府機関等との情報共有・連携メカニズムについて検討・提案を行う。
- イ) MIDI事務局の組織図について、各部署に求められる役割や人員数等について検討を行い、提案を行う。またMIDI事務局によって作成された雇用計画についてレビューを行い、必要であれば改善案の提案をする。

③ MIDIに係る予算配分・権限の整理

- ア) 地域総合開発に係る予算配分・権限にかかる仕組みについて類似例のレビューを行い、情報を整理する。またバングラデシュ国内における予算配分・権限、及び地域総合開発に係る予算配分・権限に係る仕組みのレビューを行う。
- イ) 上記ア)で整理した情報に基づき、MIDIに係る必要予算の配分・権限について検討を行い、提案をする。

(3) SDPのレビュー及び改善に向けた情報収集・分析

- ① SDPのレビューを行い、情報・課題の整理を行う。特にSDP間では内容や形式について不整合や不足が見られるため、それらの情報整理及び補完を行う。また、各SDPにおける分析の前提となる人口動態や経済成長、需要予測等が共通化されるように情報を整理する。産業・経済特区SDPのレビューに際しては、SDP策定の担当省庁・政府系機関のみならず、産業省や工業省、モヘシュカリ・マタバリ地域への投資・進出の可能性のある民間企業へのヒアリングを行い、ヒアリング結果を同SDPにおける投資誘致計画に反映させるとともに、産業政策に係る開発計画の策定方針を検討する。
- ② 中央政府及び地方自治体(管区、県等)による既存の開発計画についてレビューを行い、SDPとの齟齬について取り纏めを行う。
- ③ JICAが過去に実施した「マタバリ港開発事業準備調査(追補版)「モヘシュカリ・マタバリ地域における土地利用計画策定調査」」の土地利用計画、及びSDPに記載されている用地取得計画のレビューを行い、それら土地利用に関する計画の情報を整理した上で、改善の必要があれば提案する。また、改善の提案をする際に、最新の土地利用計画及び各プロジェクト(サポートインフラを含む)の両方が記載された地図を作成する。

- ④ 上記①～③で整理した課題に対して、改善案の提案を行う。（整理した情報に基づく MIDI 統合開発指標案、プロジェクトリスト案の策定を含む）、また提案する改善案を踏まえ、IDP の構成案、記載が可能な箇所についてのドラフトも行う。

(4) MIDI MP の策定に向けた情報収集、分析

- ① MIDI MP の位置づけ、対象範囲、目的、承認手続・制度、MIDI MP 策定における必要な体制整備（MIDI MP 策定における MIDI 事務局の調整役割・権限を含む）、MIDI MP 策定に向けた SDP の統合方針・調整方法、MIDI MP 進捗にかかるモニタリング体制等にかかる情報収集・分析等を行った上で、今後の JICA による支援の方向性を検討し、提案する。
- ② 日本で地域総合開発を行った例を参照し、今後 JICA による支援を行う場合に、地域総合開発計画の策定及び実施体制の強化について助言を得られる日本側のリソースについて情報収集を行い、整理する。
- ③ MIDI 関連ステークホルダー（地域住民、NGO、民間企業、他ドナー等）とのコンサルテーションメカニズム及びその結果を踏まえた MIDI MP への反映方針の検討を行い、提案をする。

(5) プロGRESSレポートの作成

上記調査内容における、(2)①、②（ア）（イ）、③、(3)①、②、③、の内容についてまとめたプロGRESSレポートを作成し、暫定的な結果としてJICA及び先方政府関係者に説明、協議を行う。合意事項及び先方からのコメントは議事録としてまとめる。

(6) ドラフト・ファイナル・レポート（DFR）の作成・協議・説明

提出時期までに行った全ての調査結果をまとめた、DFRを作成し、JICA及び先方政府関係者と協議をする。協議及び合意事項については議事録にまとめること。

(7) ファイナル・レポートの作成

DFRに対する先方政府及びJICAからのコメントに対して修正を行い、またDFR策定後に行った調査内容について取りまとめ、所定の印刷製本をし、JICAに提出する。

第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はe.ファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 調査報告書等

a. 業務計画書

- i. 記載事項： 共通仕様書第6条に記載するとおり。
- ii. 提出時期： 契約開始後10営業日以内

- iii. 部数： 和文 3 部（簡易製本）
- b. インセプション・レポート
 - i. 記載事項： 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
 - ii. 提出時期： 調査開始後 2 週間以内
 - iii. 部数： 和文 3 部（JICA）、英文 12 部（簡易製本）（JICA3 部、
バングラデシュ関係機関 9 部）
- c. プロGRESS・レポート
 - i. 記載事項： 提出時までの調査結果（主に上記「第 7 条 調査の内容」における、(2)①、②（ア）（イ）、③、(3)①、②、③を想定）
 - ii. 提出時期： 調査開始 5 ヶ月後を目処
 - iii. 部数： 和文 3 部（JICA）、英文 12 部（簡易製本）（JICA3 部、
バングラデシュ関係機関 9 部）
- d. ドラフト・ファイナル・レポート
 - i. 記載事項： 下記提出時期までに行った全ての調査結果（要約を含む）
 - ii. 提出時期： 調査開始 7 ヶ月後を目処
 - iii. 部数： 和文 3 部（JICA）、英文 12 部（簡易製本）（JICA3 部、
バングラデシュ関係機関 9 部）
- e. ファイナル・レポート
 - i. 記載事項： 調査結果の全体成果（要約を含む）
 - ii. 提出時期： ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者コメント提出から 1 ヶ月以内
 - iii. 部数： 和文 4 部（JICA3 部、図書館 1 部）、英文 12 部（製本）
（JICA2 部、図書館 1 部、バングラデシュ関係機関 9 部）、和文 CD-R5 部（JICA3 部、図書館 2 部）、英文 CD-R13 部（JICA2 部、図書 2 部、バングラデシュ関係機関 9 部）

(2) 報告書の作成・印刷の仕様

全ての報告書の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とする。詳細は、JICAの「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。尚、仕様の詳細はJICAの指示に従う。

(3) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、JICAの様式による収集資料リストを付した上で、業務終了後にJICAに提出する。

(4) その他提出資料

1) 議事録等

先方政府との面談及び各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、5営業日以内にJICAに提出すること。JICA

バングラデシュ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、少なくとも5営業日前までに配布資料（案）をJICAに提出し、JICAからの確認・コメントを反映し最終化すること。

2) プレゼン資料等

先方政府との面談及び各調査報告書説明・協議に必要なプレゼン資料を作成し、JICAに速やかに提出し、JICAからの確認・コメントを反映し最終化すること。

3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、有識者による問い合わせ、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(5) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

1) 各調査報告書は、バングラデシュ政府への提出に先立ち、事前にJICAに提出し、承諾を得ること。

2) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。

3) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を20ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。

4) ネイティブチェック

英文報告書については、提出前にネイティブチェックにかけることとする。また、英文報告書作成に際し、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

5) レポートが分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。

6) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

7) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

ファイナル・レポート目次案

注) 下記目次案（報告書記載内容の構成）は、発注段階における案であるが、インセプションレポートの段階において発注者との協議を持ち、調査方針及び調査工程とともに、発注者と合意するものとする。また、各目次項目における比重の置き方については、JICA南アジア部と適宜協議の上、決定すること。

I. 全体の要約

II. 本編

- (1) 序論：調査の背景及び目的
- (2) MIDI運営実施体制の整備
 - 1) 「MIDI実施要綱」及び「MIDI実施方針・細則」
 - 2) MIDI事務局の体制整備
 - 3) MIDIに係る予算配分・権限
- (3) SDP
 - 1) SDPレビュー（修正・改善案を含む）
 - 2) 中央政府及び地方自治体による既存開発計画
 - 3) 土地利用計画
 - 4) IDPの構成案及びドラフト（記載が可能な箇所）
- (4) MIDI MP策定に向けた情報収集・分析
 - 1) MIDI MPの位置づけ、対象範囲、目的、承認手続・制度、MIDI MP策定における必要な体制整備（MIDI MP策定におけるMIDI事務局の調整役割・権限を含む）、MIDI MP策定に向けたSDPの統合方針・調整方法、MIDI MP進捗にかかるモニタリング体制
 - 2) JICAによる今後の協力アプローチの検討
 - 3) 日本側のリソース
 - 4) MIDI関連ステークホルダーとのコンサルテーションメカニズム

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年度6月初旬より業務を開始し、2022年度3月初旬の終了を目途とする。各調査報告書作成時期の目途は以下の通り。

- | | | |
|----|-----------------|------------|
| 1) | インセプション・レポート | 2021年6月下旬 |
| 2) | プログレスレポート | 2021年10月下旬 |
| 3) | ドラフト・ファイナル・レポート | 2021年12月下旬 |
| 4) | ファイナル・レポート | 2022年3月初旬 |

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 24 人月 (M/M) (現地：13 M/M、国内11 M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/地域開発（2号）
- ② 実施体制・調整メカニズム（3号）
- ③ 産業・経済特区開発計画（3号）
- ④ 電力・エネルギー開発計画
- ⑤ 港湾開発計画
- ⑥ 都市開発計画
- ⑦ 運輸・交通開発計画
- ⑧ 環境・社会配慮

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 環境・社会配慮に係る現地法制度
- バングラデシュ国内の地域総合開発における運営実施体制に係る法制度

(4) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

- 安全対策ガイダンス

2) 公開資料

- マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_BD-P76_1_f.pdf
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_BD-P88_1_s.pdf
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_BD-P96_1_s.pdf
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_BD-P103_1_s.pdf
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_BD-P106_1_s.pdf
- マタバリ港開発事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_BD-P99_1_s.pdf
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_BD-P105_1_s.pdf

- チョットグラム-コックスバザール道路改善事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020_BD-P114_1_s.pdf
- 都市開発及び都市行政強化事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020_BD-P116_1_s.pdf
- 投資促進・産業競争力強化プロジェクト事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1600355_1_s.pdf

3) 貸与資料

以下の資料については、取り扱いに注意が必要であるため、希望者にのみ電子データを配布します。希望者は、JICA 南アジア部南アジア第四課 (4rtd4@jica.go.jp) までご連絡ください。

- マタバリ港開発事業準備調査報告書（追補版）「モヘシュカリ・マタバリ地域における土地利用計画策定調査」
- 南部チッタゴン地域総合開発にかかる情報収集・確認調査最終報告書（英文版）
- セクター開発計画（SDP）のサンプル

(5) 対象国の便宜供与

本調査実施にあたり、JICAバングラデシュ事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や必要に応じたリクエストレターを発行するとともに、調査協力機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかるJICAバングラデシュ事務所の支援を必要とする場合は、JICAバングラデシュ事務所に随時連絡・協議すること。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

(ア) 渡航前

a) JICA が行う安全対策研修・訓練の受講

本事業の業務従事者のうち、必ず1名は「安全対策研修」（対面座学）又は「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講すること。

b) JICA 安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング

全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む。）が渡航の度に必ずブリーフィングを受講すること。

参考 URL：<https://www.jica.go.jp/about/safety/briefing.html>

c) 外務省「たびレジ」への登録

全業務従事者が各自登録を行うこと。

参考 URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

d) JICA バングラデシュ事務所への情報提供

JICA バングラデシュ事務所が送付する安全情報に関連するメーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のため、全業務従事者の登録用のメー

ルアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式に記入し、JICA 本部、Bangladesh 事務所の担当者に提出すること。

また、Dhaka 出入国便、滞在先、宿泊施設も含めた Bangladesh 滞在スケジュールを提出すること。

(イ) 渡航後

e) 事務所ブリーフィング

Bangladesh 到着後、速やかに JICA Bangladesh 事務所による安全ブリーフィングを受講すること。安全ブリーフィングの受講日時については、JICA Bangladesh 事務所担当者調整すること。

f) 通信手段

有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）する。特に、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話等（スマートフォンやモバイルルーター等、現地にて入手可能）を常備し、チームごとにデータ通信が可能な状態にすること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。

g) 滞在スケジュール

Bangladesh 国内での安全対策について、JICA Bangladesh 事務所の指示に従うこと。現地での活動については最大限安全面に考慮した日程となるよう、同事務所担当者との十分な調整を行う。現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告すること。

加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル（ゼネラル・ストライキ）等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定し、柔軟に対応できるように準備すること。

h) 宿泊施設

宿泊施設は、JICA Bangladesh 事務所が安全対策を確認したホテルなどに限定する。

i) 執務環境

執務室についても JICA の安全基準を満たす必要があるため、その確保に際し、実施機関の提供する施設等であっても JICA Bangladesh 事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げが必要な場合は、JICA Bangladesh 事務所が定める手続きに従って受注者が安全状況を点検し、同事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。

団員の執務エリアは、滞在先のホテル、調査協力機関執務室の一部（貸与の可否について JICA と Bangladesh 側で協議予定）、現地再委託先執務室を想定している。

j) Dhaka 市外への移動

Dhaka 市外への移動は、JICA Bangladesh 事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。Bangladesh 警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。

実施機関を通じた手配が困難な場合は、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。

k) 第三国業者を活用した再委託

現地再委託を第三国業者と締結する場合、再委託先の業務実施時に適切な安全対策がなされるよう、契約に安全対策に係る必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時に、①再委託業者が受注者からの指示に従うことを確保すること及び、②受注者や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合、当該契約がその障害とならないよう、双方が協議して別途対応する等の不可抗力条項等を盛り込むことを検討すること。

l) 安全管理体制

現地作業中の安全管理体制（日本国内からの支援体制も含む）をプロポーザルに記載すること。

(ウ) その他

上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。